

令和 4 年 3 月 16 日の地震に伴う被害状況および被災者支援状況 (令和 4 年 4 月 18 日現在)

1 被害状況

(1) 住家の被害

- ① 罹(被)災証明申請件数 2,725件
② 罹(被)災証明発行件数(棟数) 1,971件(うち自己判定 1,308件)

判定区分	住家(単位:棟)			非住家(単位:棟)			動産
	調査判定	自己判定	計	調査判定	自己判定	計	
全壊	5		5	12		12	
大規模半壊	5		5	2		2	
中規模半壊	8		8	5		5	
半壊	24		24	10		10	
準半壊	52		52	19		19	
一部損壊	56	968	1,024	43	340	383	
合計	150	968	1,118	91	340	431	422

2 被災者支援の状況

(1) 罹(被)災証明の受付

- ① 受付開始 3月18日(金)
② 受付場所 本庁市民課臨時窓口、伊達・梁川・霊山・月舘各総合支所
③ 平日以外の受付 3/19・20・21、3/26・27、4/2・3・10・17・24
※4/3以降の日曜日は本庁市民課臨時窓口のみ(土曜日閉庁)
④ 4月24日(日)以降は、平日のみ受け付け
⑤ 被害認定調査 3月22日より開始(土日祝日を含め対応中)
4月22日現在:12班体制で対応 連休中も調査を継続
応援 建築士会:3/25~ 2名
福島県:4/4~30 2名(21日~8名)
山形県米沢市と千葉県白井市:4/18~28 各2名

(2) 各種被災者支援制度

別紙 4月14日(木)全戸配布(伊達市政だよりお知らせ版)
被災者生活支援法の適用(適用日 令和4年4月20日)
法適用に伴う支援 対象者には被災者生活再建支援制度として、最大300万円が支給(前回と同様)
申請受付 4月22日より対象者へ個別に通知

(3) 公費解体・自費解体費用償還事業の受付を開始

概要

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した住家、非住家を対象に公費解体事業及び自費解体費用償還事業を実施いたします。

対象者

罹災（被災）証明書で「半壊」以上と判定された家屋等の所有者。

①公費解体事業

今回の地震により被災した家屋等について、所有者の申請により、市が所有者に代わって解体・撤去するもの。

②自費解体費用償還事業

今回の地震により被災した家屋等について、自ら費用を負担し解体・撤去を行った場合に、市に対して費用の償還を申請するもの。

※自費解体費用償還事業については、令和4年6月30日までに解体工事業者と契約することが必要。

受付期間

公費解体事業：令和4年4月25日～令和4年7月29日

自費解体費用償還事業：令和4年4月25日～令和4年8月31日

（4）災害廃棄物の受け入れについて

発災直後から伊達地方衛生処理組合で受け入れている瓦、ブロック塀等のがれき、テレビやパソコンなどの災害廃棄物について、令和4年6月30日までの受け入れといたします。

※災害廃棄物の搬入にあたって、5月からは受付窓口で被災証明書の写しの提出と身分証明書の提示が必要。また、業者に依頼する場合は、業者の車に本人の同乗が必要。

担当 | 市民生活部防災危機管理課

電話 024-575-1197

市民生活部生活環境課

電話 024-575-1228